住所　千葉県浦安市日の出５丁目１番１―425号
　隋健博　平成６年３月22日生
住所　横浜市青葉区市ケ尾町1155番地４
　ダニエル・シオデ・マエダ　昭和60年３月27日生
住所　横浜市鶴見区獅子ケ谷１丁目14番10―712号
　白偉　昭和46年９月22日生
　張世霞　昭和45年６月26日生
　白拓　平成13年10月21日生
　白悦　平成18年３月18日生
住所　横浜市鶴見区鶴見中央２丁目10番３―324号
　マリア・トシエ・マツダ・ヤマシタ　昭和39年４月24日生
住所　横浜市鶴見区仲通１丁目53番地３
　エリザベッチ・フミエ・シロマ　昭和40年６月５日生
住所　横浜市旭区本宿町110番地１
　玄玉子　昭和50年６月15日生
住所　東京都葛飾区四つ木５丁目23番16号
　趙順花　昭和58年４月８日生
住所　大阪府貝塚市堀３丁目12番１―406号
　李栄児　昭和47年３月22日生
住所　東京都渋谷区代々木４丁目１番７号
　金鍾泰　昭和33年８月26日生
　金徹　平成２年６月22日生
住所　川崎市高津区久末1778番地１
　安載嬴　平成５年３月５日生
住所　神奈川県平塚市山下291番地６
　ルアナ・アキナ・フジウラ・ダ・シウバ　平成３年12月23日生
住所　神奈川県平塚市南金目860番地５
　ダオ・キム・ズオン　昭和43年１月３日生
　グェン・ティ・ミン・リン　昭和50年８月４日生
　ダオ・ミン・トリ　平成28年１月17日生
住所　東京都中央区日本橋本町４丁目14番８―801号
　李ナリ　昭和49年11月11日生
住所　東京都中央区月島１丁目８番１―2406号
　柳松　昭和43年８月24日生
住所　埼玉県川口市上青木１丁目14番39―613号
　李金鎔　昭和38年３月16日生
住所　神奈川県逗子市桜山７丁目1395番地59
　ピシット・ムアンマン　平成16年６月16日生
住所　栃木県佐野市赤坂町146番地12
　裵沙紀　平成３年２月22日生
住所　千葉県柏市若葉町３番５号
　李綾子　昭和57年８月７日生
住所　千葉県船橋市前原東４丁目３番２―207号
　チャールス・マッキー・ヴィラ・クルゼス　平成５年８月10日生
住所　広島県安芸高田市八千代町上根455番地２
　金珉貞　昭和59年９月15日生

○外務省告示第百六十七号

平成三十年四月八日にプノンペンで、税関監視艇の贈与に関する次の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

平成三十年四月二十六日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、日本国とカンボジア王国との間の友好関係及び経済協力を強化することを目的とした日本国のカンボジア王国に対する経済及び発展のための協力（税関監視艇の贈与を含む。）に関して日本国政府の代表者とカンボジア王国政府の代表者との間で最近行われた討議に言及するとともに、次の取極を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

1　日本国政府は、税関の取締りのためのカンボジア王国の能力を向上し、並びにカンボジア王国の経済社会開発及びカンボジア王国国民の福祉を実現することに寄与するため、日本国の関係法令に従い、カンボジア王国政府に対し、二隻の税関監視艇及び税関監視艇の運航に関連する他の機材（以下「税関監視艇」という。）を贈与する。

2　カンボジア王国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　税関監視艇が、適正にかつ税関の取締りのためのカンボジア王国の能力の向上並びにカンボジア王国の経済社会開発及びカンボジア王国国民の福祉のためにのみ使用されるようにし、軍事目的に使用されないようにすること。

(b)　両政府間に別段の合意がない限り、税関監視艇のために又は税関監視艇に関連して必要な全ての経費を負担すること。

(c)　要請に応じ、日本国政府に対し、贈与された税関監視艇に関する情報を提供すること。

(d)　日本国政府の書面による事前の同意を得ることなく、贈与された税関監視艇に係る権原又は占有権がカンボジア王国政府の職員以外の者又は他の政府に移転されないようにすること。

3　この取極を実施するために必要な細目取決め（1に定める贈与についての条件を含む。）が、両政府の権限のある当局の間で行われる。日本国政府の権限のある当局は、日本国財務省とする。カンボジア王国政府の権限のある当局は、カンボジア関税消費税総局とする。

4　両政府は、この取極から又はこの取極に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本大臣は、更に、この書簡及びカンボジア王国政府に代わって前記の取極を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十八年四月八日にプノンペンで

日本国外務大臣　河野太郎

カンボジア王国
上級大臣兼外務国際協力大臣
プラック・ソコン閣下

（カンボジア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、カンボジア王国政府に代わって前記の取極を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十八年四月八日にプノンペンで

カンボジア王国
上級大臣兼外務国際協力大臣
プラック・ソコン閣下

日本国外務大臣　河野太郎

○文部科学省告示第六十九号

教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）第三条第一項の規定に基づき、文部科学大臣が定める資格を次のように定める。

平成三十年四月二十六日

文部科学大臣　林　芳正

教員資格認定試験規程第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める資格は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の六に規定する保育士となる資格を有した後、次のいずれかに該当する者として通算して三年以上在職したもの（勤務時間の合計が四千三百二十時間以上の場合に限る。）とする。

一　幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）において専ら幼児の保育に従事する職員

二　幼保連携型認定こども園において園児の教育及び保育に従事する職員

三　次に掲げる施設の保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）

ア　児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設

イ　児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものであって就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたもの

ウ　次に掲げる施設（イに掲げるもの及び乳児又は幼児を専ら一時的に預かり又は宿泊させ必要な保護を行うものを除く。）

（ア）　児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第二十七条に規定する小規模保育事業Ａ型及び小規模保育事業Ｂ型に限る。）を行う施設

（イ）　児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業を行う施設（利用定員が六人以上であるものに限る。）